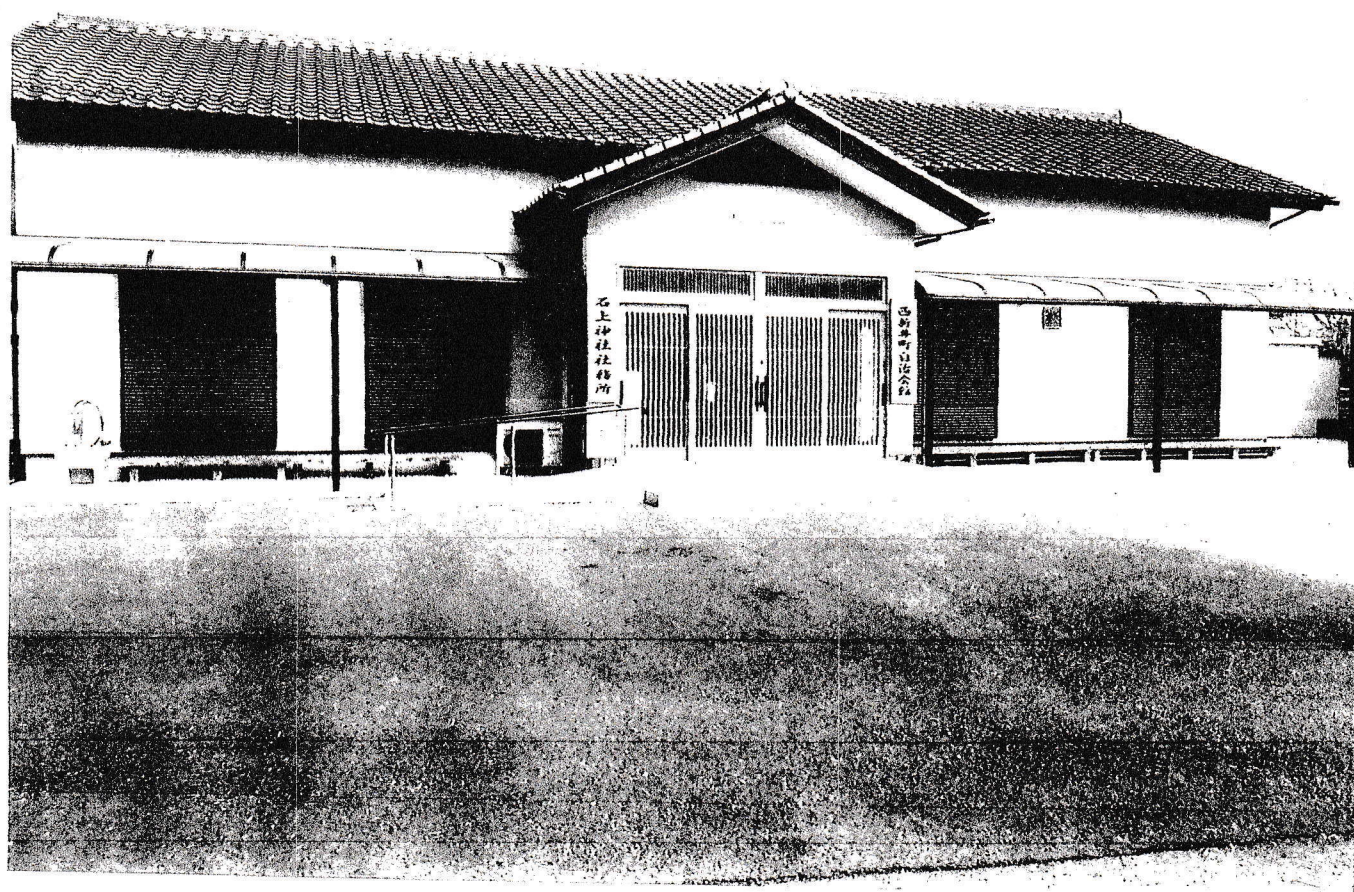


西新井町自治会会則



地縁法人 足利市西新井町自治会会則

令和 5年 4月

第 1 章 総 則

(名称及び事務所の所在地)

第 1 条 本会は、足利市西新井町自治会と称し、事務所を自治会館(西新井町3271-1)に置く。

(目的)

第 2 条 本会は、町民相互の連絡と親睦をもととして、明るく住みよい地域づくりに資することを目的とする。

(区域)

第 3 条 本会は、足利市西新井町全域、南大町及び堀込町のうち別図で示す範囲とする。

(会員)

第 4 条 本会は、区域内に住所を有する個人をもって組織し、その他の法人や団体にあつては賛助会員となることができる。

2 会に加入しようとする者は、会長に届け出るものとする。

3 会長は正当な理由がない限り、その区域に住所を有する者の加入を拒んではならない。

第 2 章 事 業

(事業)

第 5 条 本会は第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- ① 町内の繁栄に関すること。
- ② 町民福祉と教養を高めること。
- ③ 環境と保健衛生に関すること。
- ④ 社会教育と体育に関すること。
- ⑤ 老人会と青少年育成に関すること。
- ⑥ 市広報活動への協力と町内広報活動に関すること。
- ⑦ 市の社会福祉事業に関すること。
- ⑧ 防犯・防災と交通安全に関すること。
- ⑨ 自治会館の運営に関すること。
- ⑩ その他本会の目的達成に必要なこと。

(専門部)

第 6 条 本会は、前条の事業を円滑に行うため、専門部を置く。専門部の名称及び事業は、次のとおりとする。

- | | |
|---------|---------------------------|
| ① 総務部 | 会の事業総合調整、自治会館運営・防火に関すること。 |
| ② 地域安全部 | 防犯、防災及び交通安全に関すること。 |
| ③ 広報担当 | 市広報紙の配布、町内広報に関すること。 |
| ④ 福祉部 | 社会福祉事業、老人会等に関すること。 |
| ⑤ 体育部 | 体育及びレクリエーションに関すること。 |
| ⑥ 婦人部 | 婦人の教養、社会福祉に関すること。 |
| ⑦ 文化部 | 文化活動、青少年育成会、その他教養に関すること。 |
| ⑧ 保健衛生部 | 環境衛生及び保健衛生に関すること。 |

2 各部は、自治会長推薦の役員を以て構成する。

3 各種団体は、各専門部に所属し同好会活動を行う。

第3章 役員及び組織

(役員)

第7条 本会には、次の役員を置く。

- | | | |
|---|------------|----------------|
| ① | 会長 | 1名 |
| ② | 副会長 | 若干名 |
| ③ | 会計 | 1名 |
| ④ | 代議員 | 隣組の代表者を以て構成する。 |
| ⑤ | 専門部長・各種団体長 | 若干名 |
| ⑥ | 広報担当 | 若干名 |
| ⑦ | 顧問 | 若干名 |
| ⑧ | 会計監査 | 2名 |

(役員の仕事)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を処理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は、その職務を代行する。
- 3 会計は、会の経理を担当する。
- 4 代議員は、予算・決算・本会の運営について必要な事項を審議する。
- 5 専門部長・各種団体長・広報担当は、担当部の運営を実施する。
- 6 会計監査は、会の会計業務及び資産の状況を監査する。

(役員を選出)

第9条 会長、副会長、会計、会計監査は総会において、会員の中から選出する。

- 2 代議員は、隣組の互選により定める。
- 3 会長は、役員会議の同意を得て、広報担当を委嘱することができる。
- 4 顧問を置くことができる。
- 5 会計監査と会長、副会長およびその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。但し、補欠役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、辞任又は任期終了後においても、後任者が決定するまでは、その職務を行わなければならない。

(隣組長)

第11条 本会の運営上適宜の所帯を以て隣組を設け、隣組ごとに隣組長を1名選出する。

- 2 隣組長は、隣組員の自治会費等会費の徴収、その他定められた事業に従事する。

第4章 会議

(会議)

第12条 本会には、次の会議を設ける。

- ① 総会
 - ② 三役会議
 - ③ 役員会議
 - ④ 隣組長会議
 - ⑤ 部会議
- 2 総会は、最高の意思決定機関であり、すべての会員をもって構成する。
 - 3 会議の議事は、構成員の過半数が出席し、かつ出席者の過半数の同意を以て決するものとし、可否同数の時は議長が決するところによる。

(招集)

第13条 定期総会は、会長が招集し、年1回開催する。

2 臨時総会は、会員の8分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき、又は役員会において総会開催の議決があったときに、会長が招集する。

3 やむを得ない事情で各会議に出席できない者は、委任状の提出をもって、出席者の数に加えられる。

(総会の議決)

第14条 総会では次の事項を議決する。

- ① 事業報告及び決算の承認
- ② 事業計画及び予算の承認
- ③ 会則の改正
- ④ 役員を選出
- ⑤ 町内の功労者を表彰すること
- ⑥ その他、特に重要と認めたこと

2 前項の規定による規約の改正は、足利市長の認可がなければ、その効力を生じない。

(総会の議事録)

第15条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ① 日時及び場所
- ② 会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者含む)
- ③ 開催目的、審議事項及び議決事項
- ④ 議事の経過の概要及びその結果
- ⑤ 議事録署名人に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

(役員会議)

第16条 三役、代議員、各専門部長・各種団体長及び広報担当を以て構成し、会長が随時招集し、会の重要事項について審議決定する。

(隣組長会議)

第17条 三役、隣組長を以て構成し、会長が随時召集し、重要事項について周知する。

(三役会議)

第18条 三役(会長、副会長及び会計)を以て構成し、会長が随時召集し、会の重要事項について審議決定する。

(部会議)

第19条 各部長・各種団体長が随時召集し、部の運営に関し審議決定執行する。

第5章 会 計

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費)

第21条 本会運営に要する経費は、自治会費、特別自治会費(町内又は他地区に居住し、町内に工場営業を有する)、寄付金、助成金及びその他の収入を以てこれにあてる。

(会費)

第22条 自治会費は、総会において決定する。但し会費の返済は一切行わない。

(支出)

第23条 支出は、議決された予算に基づき、これを行う。

(資産)

第24条 会の資産は、別に定める資産目録による。

2 会長は資産を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

(会計及び資産帳簿の整備)

第25条 会の収入、支出及び資産を明らかにするために、会計及び資産に関する帳簿を整備する。

(事業報告及び決算)

第26条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、会計監査の監査を受け、毎会計年度終了後3カ月以内に総会の承認を受けなければならない。

第6章 会計監査

(監査及び報告)

第27条 会計監査は会計年度終了後に監査を行い、総会にて報告する。

第7章 脱退

(脱退)

第28条 会員の脱退は次の場合による。

- ① 会の区域内に住所を有しなくなったとき
- ② 本人が会長に申し出たとき
- ③ その他会長が認めたとき

第8章 補則

(慶弔費)

第29条 役員、隣組長本人についてとする。町内功労者については三役会議に於いて協議の上行う。

(定めのない事項)

第30条 この会則に定めのない事項については、会長又は役員会に諮り、決定する。

附 則

この会則は、平成20年 4月 1日一部改正し実施する。

この会則は、平成22年 4月 1日一部改正し実施する。

この会則は、平成24年 4月 1日一部改正し実施する。

この会則は、平成25年 4月 1日一部改正し実施する。

この会則は、平成28年 2月28日一部改正し実施する。

この会則は、平成29年 4月16日一部改正し実施する。

この会則は、平成30年 4月15日一部改正し実施する。

この会則は、令和 5年 4月16日一部改正し実施する。

(隣組長会議)

(事務所の変更)

(経費の変更)